

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

総務省からのお知らせ

光サービス(FTHサービス)の乗換えにあたっての注意!

NTT東西が2月1日から光サービス(FTHサービス)の「卸売」を開始しました。この「卸売」の提供を受けて、たくさんの事業者が光サービスを一般消費者向けに提供することになりました。

光サービスでは、これまでも口頭契約による利用者の意思確認の不徹底、契約解除料・期間拘束の説明がない等の苦情・相談が多くあります。

今回、卸売の提供を受けた多くの事業者が、電話勧誘等により営業活動を行うことが予想されます。このサービスは、従来の工事等を伴う光サービスへの乗換えとは異なり、

「転用」という簡易な手続きによりサービス乗換えが可能となります。事業者からの説明が十分でない場合には、利用者が十分に理解しないまま手続きが完了してしまい、利用者が意図しない結果となるケースもでてくると思われます。総務省において、乗換えにあたっての注意点をまとめましたので参考にしてください。事前にサービス内容や契約条件を十分ご確認ください。

ポイント

【一】 サービス提供者がNTT東西から変更になります。ただし、オプションサービスは、サービスによつては、引き続きNTT東西より提供されます。

* NTTや今のプロバイダからの電話であるかのような電話勧誘も予想されます。

* オプションサービスの扱いは乗換え先の事業者により異なります。詳細は事業者を確認してください。

【二】 今のプロバイダに契約解除の申込みが必要な場合があります。その場合、通常は契約解除料が発生します。* 契約解除料(違約金)は、プロバイダで異なりますが、

5千円程度が多いです。

【三】 サービスの乗換えにより、メールアドレスが変更になることがあります。

【四】 サービスの乗換えが完了するとは、「やつぱりNTT東西のサービスに戻りたい」「やつぱり(更に)別の事業者のサービスがいい」となったとき、契約解除料が発生したり、電話番号が変わったり、工事が発生したりすることがあります。

* 乗換え完了後は、その乗換え先の事業者と契約した状態になるので、NTT東西に戻るのも(更に)別の事業者に行くのも、その契約を解除して、新たに別の契約をすることになります。

(総務省電気通信消費者情報コーナーより抜粋)

「見るだけでいいから」と勧誘され、展示会で何度も着物を購入

7年前、呉服店で小物を購入したところ、その1カ月後に着物の展示会に誘われ、担当者が自宅に迎えに来た。「買うつもりはない」と伝えたのに、会場でスタッフ数名に囲

まれ、2点の反物のうちどちらがいいかと聞かれ「こっちが良い」と答えただけで買ったような雰囲気になり、契約してしまっただけでいいから」と誘われて参加すると、長時間勧誘されて断りきれず契約すること何度も繰り返し、総額1千万円以上も使ってしまった。

(当事者…70歳代女性)

【ひとこと助言】

「見るだけでいい」等と誘われて展示会場に行き、一度契約をすると、その後、次々と勧誘されることがあります。必要がなければきっぱり断りましょう。購入するつもりがなければ、展示会に行かないことも大切です。

誰にも相談できないまま契約を重ね、問題が深刻化する例もあります。被害防止のためには、家族や介護関係者等周囲の見守りが不可欠です。家の中に見慣れないものや不審な契約書がないか等、日ごろから気を配りましょう。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般)…役場1階西側(収納課奥)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141(直通)

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。)

◇消費者ホットライン(全国共通ダイヤル) ☎0570-064-370

◇県警悪質商法110番(訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

